百七十八	電気機械器具小売業（中古品を除く）
百七十九	ドラッグストア
百八十	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
百八十一	ガソリンスタンド
百八十二	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
百八十三	紙・文房具小売業
百八十四	スポーツ用品小売業
百八十五	がん具・娯楽用品小売業
百八十六	楽器小売業
百八十七	たばこ・喫煙具専門小売業
百八十八	ペット・ペット用品小売業
百八十九	他に分類されないその他の小売業
百九十	生命保険媒介業
百九十一	スポーツ・娯楽用品賃貸業
百九十二	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
百九十三	他に分類されない物品賃貸業
百九十四	商業写真業
百九十五	結婚相談業，結婚式場紹介業
百九十六	カラオケボックス業
百九十七	各種学校
百九十八	音楽教授業
百九十九	スポーツ・健康教授業
二百	その他の療術業
二百一	し尿処分業
二百二	その他の自動車整備業
二百三	履物修理業
二百四	複写業
二百五	警備業
二百六	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○経済産業省告示第七十八号

一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）別表第一の規定に基づき、一般ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

一般ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

1　修繕費の算定に用いる値

一般ガス事業供給約款料金算定規則（以下「規則」という。）別表第１第１表(3)簡素合理化方式の表の修繕費の欄の「本方式が適用される事業者の原価算定直前３年間の修繕費の合計額」は、2,666,348,000円とし、「本方式が適用される事業者の原価算定直前３年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額」は、515,669,711,000円とする。

2　減価償却費の算定に用いる値

イ　定率法を採用している事業者

規則別表第１第１表(3)簡素合理化方式の表の減価償却費の欄のイの「本方式が適用される事業者の原価算定直前３年間の減価償却費の合計額」は、10,442,157,000円とし、「本方式が適用される事業者の原価算定直前３年間の各事業年度期首帳簿価額の合計額」は、62,560,198,000円とする。

ロ　定額法を採用している事業者

規則別表第１第１表(3)簡素合理化方式の表の減価償却費の欄のロの「本方式が適用される事業者の原価算定直前３年間の減価償却費の合計額」は、11,526,417,000円とし、「本方式が適用される事業者の原価算定直前３年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額」は、269,278,239,000円とする。

3　その他の諸費用単価

規則別表第１第１表(3)簡素合理化方式の表のその他の諸費用の欄のイの「本方式が適用される事業者のその他諸費用のガス販売量立方メートル当たりの単価」は、10円／立方メートル（46.04655メガジュール）とする。

4　ガス販売量の平均値

規則別表第１第１表(3)簡素合理化方式の表のその他の諸費用の欄のロの「原価算定直前３年間の本方式が適用される事業者の１戸当たり家庭用ガス販売量の平均値」は、266立方メートル／戸・年・46.04655メガジュールとする。